様式第11（第12条関係）

（表）

番　　号

電子委任状の普及の促進に関する法律第13条第２項の規定による

立　入　検　査　証

職　名　及　び　氏　名

年　　月　　日交付

発行者　　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

（裏）

電子委任状の普及の促進に関する法律抜粋

第13条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子委任状取扱事業者に対し、その認定に係る電子委任状取扱業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る電子委任状取扱業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第13条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

○文部科学省令第四十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日　　文部科学大臣　林　芳正

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第二十七号）の一部を次のように改める。

附則に次のただし書を加える。

ただし、第百二十六条第二項の改正規定については、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省令第六十九号

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日　　農林水産大臣　齋藤　健

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為） **第二十二条の三十六**　準用金融商品取引法第三十八条第九号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～三　（略）	（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為） **第二十二条の三十六**　準用金融商品取引法第三十八条第八号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～三　（略）

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為） **第四十六条**　準用金融商品取引法第三十八条第九号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～三　（略）	（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為） **第四十六条**　準用金融商品取引法第三十八条第八号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～三　（略）